

町会・自治会向け



令和6年度 北区町会・自治会 Wi-Fi環境整備等支援事業

助成額：上限30,000円（年額）

受付期間：令和6年11月1日から令和7年1月31日まで

デジタルを活用した町会・自治会活動の 活性化を応援します！

デジタルを活用した情報発信、情報共有に取り組む町会・自治会の皆様に対し、Wi-Fi環境整備等にかかる費用を助成します。ホームページやFacebook、X等による地域情報の発信、LINE等による町会活動の共有等、様々な場面でデジタルを活用していくことで、地域活動がさらに充実されることを目的とした助成金です。

交付要件

- 次のいずれかに該当するもの
- (1)町会等の活動や地域情報をSNSで発信しているか、ウェブサイトに掲載していること
 - (2)町会等の活動に供するため、LAN設備を導入しているか導入を予定していること

対象経費

- ・Wi-Fiルーター購入費またはレンタル料
- ・固定回線設置時の工事費
- ・毎月のインターネット接続サービス利用料
- ・町会等のSNSまたはウェブサイトの開設、更新及び維持に係る経費

※詳細は別紙参照

対象期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに支払った経費

こちらの二次元コード
からも申請できます

LoGoフォーム



取扱い事例

FacebookやInstagramを活用してイベント告知やイベント手伝いの募集

町会・自治会公式LINEを活用して防犯情報や回覧板情報を発信

グループLINEを活用して役員会議の出欠確認や資料のペーパーレス化

Q&Aは裏面へ

Q & A

Q 1. 1月末までに申請書兼実績報告書提出とありますが、この期限に間に合わない場合、どうしたらよいですか。

A 1. 可能な限り、期限内に申請してください。やむを得ず間に合わない場合は、必ず期限前に担当までご相談ください。

Q 2. 町会自治会長が自宅でインターネット契約をしている固定回線は助成の対象となりますか。町会の打合せやHPの更新など、町会活動のために使用しています。

A 2. 個人宅の固定回線は、個人目的での使用と町会自治会活動目的での使用を区別することができないため、対象となりません。固定回線設置時の工事に係る経費、固定回線のインターネット接続サービス利用に係る経費は、町会会館や自治会事務所等の共有施設での使用に限り、対象としています。

Q 3. インターネット契約が町会自治会名義ではなく、個人名義でしかできません。個人名義でも助成対象となりますか。

A 3. 契約書の名義は問いませんが、領収書等で「〇〇町会様」宛や「〇〇自治会会長 △△様」宛のように、町会自治会活動目的で使用したことが分かること（町会自治会名が記載されていること）を助成の条件としています。発行済みの領収書等で宛名の変更ができない場合は個別に検討しますので、ご相談ください。

Q 4. 町会会館にテレビ回線とインターネット回線を契約しており、料金をまとめて支払っています。この場合は交付対象となりますか。

A 4. 対象になります。ただし、対象として認められるのはインターネット接続サービス利用に係る経費のみです。テレビ回線の使用料は対象になりません。

Q 5. 連合町会としての申請は可能ですか。

A 5. 連合町会は対象になりません。

Q 6. 町会で独自にホームページを作成・運用し、サーバーの維持費を毎月支払っています。サーバーの維持費は助成対象となりますか。

A 6. 対象となります。同様に、ドメイン維持費、SSL維持費等も助成対象となります。

【問合せ先】

北区 地域振興課 地域振興係
電話：03-5390-0092（直通）

【別紙】

＜助成対象経費に該当するもの＞

内容	対象となる経費の例	対象とならない経費の例
サービスの利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット回線使用料（Wi-Fi、光回線等） ・インターネット回線契約時の事務手数料 ・ホームページの更新手数料 ・アプリ利用料（LINE月額固定費等） ・アプリ等の初期導入費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の書類提出にあたっての交通費
各種委託経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成委託 ・アプリ導入サポート委託 	
物品を借り、使用するための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイルWi-Fiルーター、無線LAN中継器、アクセスポイント等の設置に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料（付帯設備使用料含む）
インターネット回線接続工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会所有の集会施設等へのWi-Fi環境整備に必要なインターネット接続・機器設置工事費 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会役員個人宅へのインターネット接続工事費

＜助成対象にならない経費＞

- ・団体の存続、運営にかかる経費
- ・給料、賃金等の人件費
- ・飲食に要する経費
- ・本補助金の書類作成、提出等に係る費用（書類の郵送料、用紙・トナー購入費等）
- ・研修会講師への謝礼等の報償費
（謝礼金については、東京都「地域の底力発展助成事業」を活用してください。）
- ・物品・備品等の購入費
（デジタル関連機器の購入については、東京都「地域の底力発展助成事業」を活用してください。）